ATYPE BTYPE D-TYPE D-



茅ヶ崎市のまちづくりにおいては、市と市民の協働のもと、将来の都市像である自然と人がふれあう心豊かな快適環境都市茅ヶ崎にふさわしい良好な都市環境を創造し、将来にわたって維持するという基本理念を実現するため、市域実情に合った独自のまちづくり政策を進める必要があることから、新たに「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」を制定しました。

なお、この条例は、平成16年6月1日より施行します。

また、これに伴い、「茅ヶ崎市開発事業指導要綱」及び「茅ヶ崎市建築行為に係る狭あい道路整備要綱」を廃止します。



茅ヶ崎市

条例の目的

本条例は、建築、一定規模以上の開発行為などの周辺環境に影響 を及ぼすおそれのある土地利用及び狭あい道路の整備に関し、届出 や協議、確認などの事前手続をすること、また、公共施設や公益的 施設の整備をすることなどを定め、秩序あるまちづくりの促進を図 り、良好な都市環境を形成することを目的としています。

条例の特徴

建築計画の届出

建築主は、建物の新築や増築などをするときは、工事に着手す る前に建築計画の内容を市長に届け出なければなりません。 市長は、建築主に対し、必要な措置をとるべきことを助言し、 又は指導することで、地域実情に合った良好な都市環境の形成を 図ります。

狭あい道路に接する敷地における建築に係る協議

これまで「茅ヶ崎市建築行為に係る狭あい道路整備要綱」で指 導していた、狭あい道路(幅員4m未満の公道)の拡幅整備につ いて規定しています。

建築主は、狭あい道路に接する敷地で、建物の新築や増築など をするときは、市長と協議をしなければなりません。

市長は、協議後、拡幅部分について、道路として整備し、管理を いたします。

特定開発事業についての確認

これまでの「茅ヶ崎市開発事業指導要綱」で適用していた範囲を見直し、新たに特定開発事業として、届 出、協議、確認を義務付けています。

特定開発事業を行う者は、本市の地域実情に合ったまちづくりの基準に適合しているかどうかの確認の申 請を市長に提出し、確認を受けてから工事の着手をしなければなりません。

特定開発事業の公開・住民への説明

特定開発事業を行う者は、確認の申請をする前に、特定開発事業の計画の概要を示した標識を設置しなけ ればなりません。また、住民への日常生活に及ぼす影響等に関し、近隣住民及び説明を求めた周辺住民に説 明しなければなりません。

公共施設・公益的施設の整備基準等(まちづくりの基準)

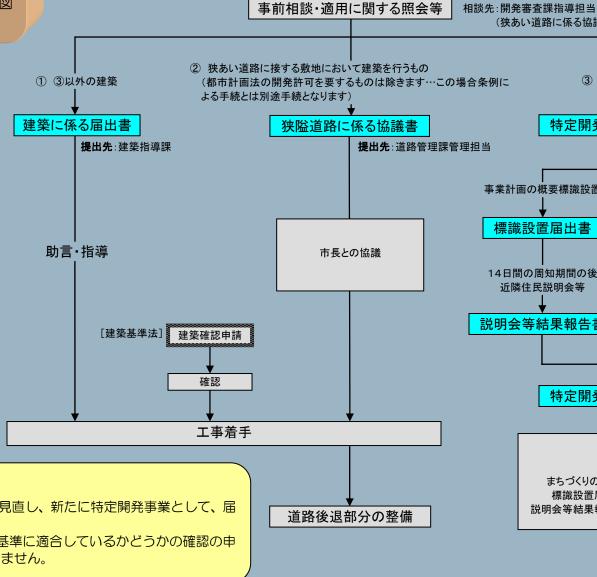
道路、下水道、公園、消防施設などの公共施設の整備基準やごみ集積所、集会場、防犯灯、防災資機材等 の保管施設、自転車置場、自動車駐車場などの公益的施設の整備基準という、これまで「茅ヶ崎市開発事業 指導要綱」で指導していた基準を見直し、規定しています。

罰則

特定開発事業について適用されます。

- ・ 確認を受けないで工事に着手した場合
- ・ 完了検査により、特定開発事業に関する工事が確認の内容に適合しない場合

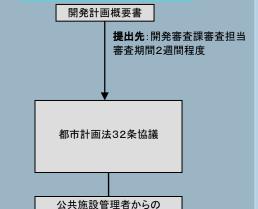
茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例 事務手続フロー



本条例の確認を要する特定開発事業:

- 開発区域の面積が500㎡以上の開発行為
- 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専 用地域における軒の高さがアメートルを超え
- 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専 用地域以外の地域における建築物の高さが1 Oメートルを超える建築物の建築
- 延べ面積が1,000㎡以上の建築物の建築
- 計画戸数を8戸以上とする建築物の建築

都市計画法29条許可を要するもの



同意・協議済み証

特定開発事業確認申請書 正本・副本の2部提出 確認期間2週間程度

標準処理期間内に確認できない旨の通知

工事着手不可

提出先: 開発審査課指導担当

特定開発事業協議書

施設管理者等との協議

施設管理者等との

協議経過を示す書面

まちづくりの基準に適合していること 標識設置届が提出されていること 説明会等結果報告書が提出されていること

確認審査

(狭あい道路に係る協議の相談は、道路管理課管理担当)

③ 特定開発事業

特定開発事業事前届出書

事業計画の概要標識設置

標識設置届出書

14日間の周知期間の後 近隣住民説明会等

説明会等結果報告書

特定開発事業確認済証

特定開発事業不適合通知 確認済証の交付

工事着手

確認済証未交付のものについての工事着手制限

確認済証未交付のものについての工事の停止・中止・

基準不適合のものへの是正指導-

勧告·命令·公表 従わない場合 罰則

[都市計画法] 開発許可申請

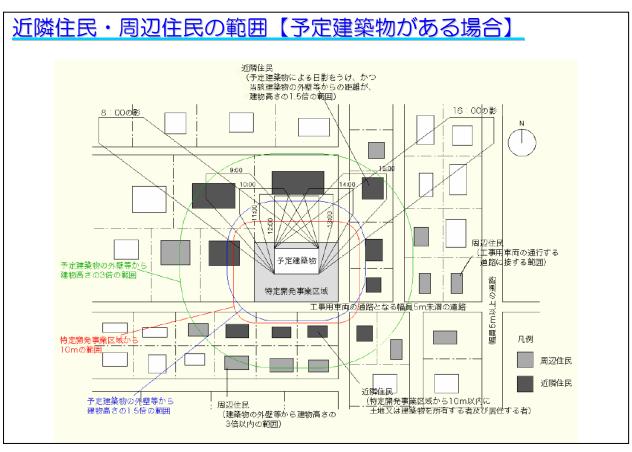
許可

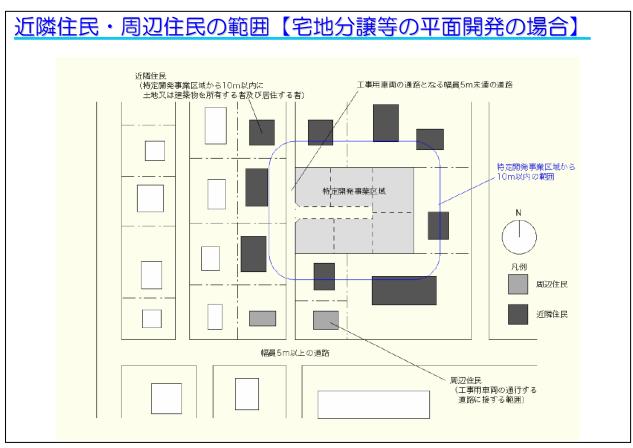
建築確認を要する場合は許可後建築確認を受け工事着手

特定開発事業工事完了届出書 工事完了届未提出のものへの指導

工事完了検査

工事完了検査済証





詳しくは、市開発審査課ホームページ

(http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/newsection/kaihatsu/index.html)

をご覧下さい。

イラスト 矢澤 正明